

定 款

(2023年1月1日改定)

株式会社 ロブテックス

株式会社ロブテックス定款

(2023年1月1日改定)

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は株式会社ロブテックスと称し、英文ではLOBTEX CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 機械工具の製造販売
- (2) 建設用、建築用金属製品の製造販売
- (3) 建築・工業用金物、鉄鋼材および建築用資材の売買
- (4) 建築材または機械器具を締結結合する部品（リベット、ネジ、プラグ、アンカー）の製造販売
- (5) 金属線製品の製造販売
- (6) 利器の製造販売
- (7) 金属・樹脂・セラミックを使用した工作用工具およびその部品の製造販売
- (8) ダイヤモンドまたは高硬度物質応用による工作・研削・研磨用工具の製造販売
- (9) 宝石の鑑定および売買ならびに貴金属および貴金属製品の売買
- (10) 超音波機器の製造販売
- (11) 医療用具の製造販売
- (12) 各種繊維雑貨の売買
- (13) 金属・樹脂製の漁釣用具の製造販売
- (14) 金属・木・樹脂製園芸用具の製造販売
- (15) 前各号に付帯し、または関連する輸出入業務を含む一切の業務
- (16) スポーツ施設、食堂、レストラン、喫茶店の経営およびそれらの施設の賃貸
- (17) 前号に付帯し、または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を大阪府東大阪市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は8,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。

2. 臨時株主総会は、その必要ある場合に、隨時これを招集する。

(電子提供措置等)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

ただし、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区分して、株主総会において選任する。

2. 取締役（監査等委員である取締役を含む）の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集)

- 第22条 取締役会の招集は、会日から5日前までに各取締役に対して、その通知を発する。
- ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。
2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第23条 取締役会は、会社法第399条の13第6項により、その決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役の報酬等)

- 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査役等委員会

(監査等委員会)

- 第27条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。

(常勤監査等委員)

- 第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選任することができる。

(監査等委員会の招集)

- 第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して、その通知を発する。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。
2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

- 第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるものほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

- 第31条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当金等の決定機関)

- 第32条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第33条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
 3. 前2項のほか、基準日を定めて余剰金の配当をすることが出来る。

(配当金の除斥期間)

- 第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

以 上